

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員の退職給付に備える為、期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

千葉県社会福祉事業共助会退職年金共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本所拠点（社会福祉事業）

「法人運営事業」

「一般配分事業」

「歳末配分事業」

「居宅生活支援事業」

「小口資金貸付事業」

「生福・老障資金貸付事業」

「コロナ特例貸付債権管理事業」

「地域ぐるみ福祉振興基金運営事業」

「福祉総合相談事業」

「日常生活用具貸出事業」

「ボランティア活動普及事業」

「生活支援サービス事業」

「地区社協活動支援事業」

「給食サービス事業」

「成年後見事業」

「社会福祉センター運営事業」

「障害者紙オムツ給付事業」

「日常生活自立支援事業」

「シニア健康プラザ」

「生活支援体制整備事業」

「高齢者クラブ連合会及び支部事務局業務」

「福祉避難所平時における業務」

「重層的支援体制整備事業」

イ 本所拠点（公益事業）

「訪問介護事業」

「介護予防訪問介護事業」

「訪問入浴事業」

「介護予防訪問入浴事業」

「紙オムツ給付事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合 計	0	0	0	0

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
機械及び装置	1,601,800	1,601,797	3
車輛運搬具	17,477,980	16,819,119	658,861
器具及び備品	6,467,617	6,197,330	270,287
合 計	25,547,397	24,618,246	929,151

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし